

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

法人会員制度のないスポーツクラブの会員権

Q：従業員の福利厚生のためスポーツクラブに入会したいと考えています。が、そのスポーツクラブは法人会員制度がないので、代表者個人名で入会し、会員権は法人の資産として計上したいのですが、問題はないでしょうか。

A：代表者の個人会員として、スポーツクラブ等のレジャークラブの入会をした場合は、原則として、その入会金は代表者に対する賞与となります。

しかし、個人会員制度しかないため個人会員として入会し、その入会が法人の業務遂行上必要であり、その入会金を法人が負担することに相当の理由がある場合には、その会員権を法人の資産として計上することができます（法基通9-7-13の2）。

資産に計上した会員権に係る毎月の会費については、その利用目的により福利厚生費、又は交際費等として処理することになります。ご質問のように従業員の福利厚生用として利用する場合は、福利厚生費で処理することになります。

ただし、法人の業務遂行上利用することを目的として入会したものの、そのスポーツクラブの会則等から目的にあった利用ができず、会員となった個人がやむを得ず利用している場合は、その個人に対する賞与となりますので、注意が必要です。

利用目的や目的にあった利用ができるかどうかの十分な検討が必要と言えるでしょう。

